

2018/04/18 13:00 現在の情報です。

山梨県甲府市国母八丁目5番11号
ファミリージャパン株式会社

資料 4

会社法人等番号	0104-01-129624																		
商号	<u>ファミリージャパン株式会社</u>																		
本店	山梨県甲府市国母八丁目5番11号																		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う																		
会社成立の年月日	平成29年2月3日																		
目的	<ol style="list-style-type: none">1 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業2 職業安定法に基づく有料職業紹介事業3 日本への研修生の受け入れに関する仲介業務4 外国人研修生受入先の紹介及び手続の代行5 ベビーシッター業務の請負並びにベビーシッターの育成、研修事業6 料理、買物、そうじ、洗濯等の家事一般代行及び請負事業7 人材の育成、職業適性、能力開発のための教育及びカウンセリング業務事業8 教育訓練事業9 研修、セミナー、講演会、展覧会・イベント等、催事の企画・立案・運営事業10 高校、大学、専門学校等への進学に関する情報の提供及び生徒、学生の募集に関するコンサルティング事業11 医療及び介護事業に関する介護要員の養成、指導及び紹介斡旋事業12 医療及び介護事業に関する人材採用及び育成に関する業務の受託事業13 医療技術者の紹介斡旋事業14 通訳・翻訳業務の受託事業15 アウトソーシング事業の受託・請負事業16 経営コンサルティング事業17 企業の営業に関するコンサルティング事業18 各種マーケティングリサーチ業務19 教育事業に関する企画、調査、運営、受託、及び経営コンサルティング事業20 英語会話教室等における講師の受託21 著作権、著作隣接権、産業財産権その他の無体財産権及びノウハウの取得、利用、管理、譲渡、使用許諾及びこれらの仲介業22 有価証券の取得及び保有並びに投資事業組合財産の運用及び管理事業23 各種システム、ソフトウェア及びインターネットホームページの企画開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理、輸出入及びこれらの仲介事業24 不動産の保有・利用・売買・賃貸及び仲介・斡旋事業25 前各号に附帯又は関連する一切の業務																		
発行可能株式総数	30万株																		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4000株																		
資本金の額	金4000万円																		
株式の譲渡制限に関する規定	当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。																		
役員に関する事項	<table border="0"><tr><td>取締役</td><td>黒田欣</td></tr><tr><td>取締役</td><td>山形光</td></tr><tr><td>取締役</td><td>佐脇常登</td></tr><tr><td>取締役</td><td>佐脇麻衣</td></tr><tr><td colspan="2">京都府京都市山科区安朱馬場ノ東町32番地2</td></tr><tr><td>代表取締役</td><td><u>黒田欣</u></td></tr><tr><td colspan="2">山梨県甲府市国母八丁目17番28号</td></tr><tr><td>代表取締役</td><td><u>山形光</u></td></tr><tr><td>監査役</td><td>梶智史</td></tr></table>	取締役	黒田欣	取締役	山形光	取締役	佐脇常登	取締役	佐脇麻衣	京都府京都市山科区安朱馬場ノ東町32番地2		代表取締役	<u>黒田欣</u>	山梨県甲府市国母八丁目17番28号		代表取締役	<u>山形光</u>	監査役	梶智史
取締役	黒田欣																		
取締役	山形光																		
取締役	佐脇常登																		
取締役	佐脇麻衣																		
京都府京都市山科区安朱馬場ノ東町32番地2																			
代表取締役	<u>黒田欣</u>																		
山梨県甲府市国母八丁目17番28号																			
代表取締役	<u>山形光</u>																		
監査役	梶智史																		
取締役等の会社に対する責任の免除	当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任																		

元リッケン常務取締役

に関する規定	の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議により免除することができる。
支店	1 東京都港区芝大門二丁目1番15号羽織屋ビル 4階
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	平成29年8月1日東京都港区芝大門二丁目1番15号羽織屋ビル4階から本店移転 平成29年 8月28日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。